

---

---

## 年金担保貸付事業・労災年金担保貸付事業の業務・システム最適化計画

2008年(平成20年)2月28日

独立行政法人福祉医療機構

### 第1 業務・システムの概要

#### 1. 業務・システムの概要

年金担保貸付事業は、厚生年金保険、船員保険または国民年金（老齢福祉年金を除く）の年金の支払を受けている者に対して、その年金受給権を担保として、生業、住居、冠婚葬祭、医療などに必要な資金の貸付を行う業務である。また労災年金担保貸付事業は、労働者災害補償保険の年金の支払を受けている者に対して、生業、住居、冠婚葬祭、医療などに必要な資金の貸付を行う業務である。

年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業の規模（合計）は、平成18年度新規貸付218,027件、2,158億円、平成18年度末残高336,055件、2,047億円となっている。

上記業務を支援する「年金担保資金貸付システム」は、以下の当該事業に係る事務処理を支援するための業務処理システムである。

貸付実行  
年金受給権に対する担保権設定・解除  
支給される年金からの債権回収  
任意繰上償還・事故口債権回収  
諸変更  
統計表作成等

現行システムは、昭和50年から稼動したもので、その構成はメインフレームを中心としたレガシーシステムであり、平成13年4月年金福祉事業団が解散したことに伴い、年金担保貸付事業の機構への移管に合わせて年金福祉事業団が使用していたシステムを移行したものである。

その後、平成16年4月労働福祉事業団が解散したことに伴い労災年金担保貸付業務の承継、平成17年の資金交付早期化及び定額償還制度への変更等、主に制度改正に対応してシステム機能の追加・変更を重ねてきている。

なお、労災年金担保貸付業務のシステム承継はされておらず、年金担保資金貸付システムに機能追加し、相乗り運用を行っている。

本業務・システムの調達にあたっては、システム運用及びシステムにかかる入力作業等業務が包括的に外部委託されており、運用支援契約として、年度単位に随意契約にて調達が行われている。

---

---

## 2. 最適化の基本理念

年金担保資金貸付システムにかかる業務・システムの最適化に当たっては、既存ベンダとの著作権等に関する調整を前提とし、外部委託業務の適正な管理及び外部委託費を中心とした経費削減を基本理念とする。

## 第2 最適化の実施内容

### 1. 外部委託費を中心とした経費削減

本業務・システムの調達に当たっては、現行の包括的な運用支援契約をシステム運用保守業務と入力作業等業務に分割して調達し、外部委託費を中心とした経費削減を図る。

これにより年間約 15 百万円の経費節減が見込まれる。

### 2. 外部委託業務の適正な管理

本業務・システムの調達に係る委託契約にあたっては、「情報システムに係る政府調達の基本指針 実用手引書」(第二版)及び業務・システム最適化指針(ガイドライン)に準じて、安定的かつ信頼性の高いサービスを維持するため、サービスレベル契約(Service Level Agreement : SLA)を導入する。

### 3. 一般競争入札による調達

メインフレームのオープン化について

メインフレームのオープン化について、再構築した場合におけるアプリケーション開発費用は約 4.9 億円、また現行のアプリケーション資産を活用した場合(リHOST)でも移植・移行等費用が約 2.0 億円と試算されることから、運営費交付金の増額が見込めない状況下で当該アプリケーションの再構築またはリHOSTに伴う一時費用を賄うことは難しい。また、オープン化に伴う移行リスクも想定されることから、メインフレームオープン化(再構築・リHOST)は行わず、メインフレーム(現行アプリケーション)を当面維持するものとする。

システム運用保守業者の調達について

現行アプリケーション(レガシーシステム)を継続使用することを前提に、調達時にシステムの詳細仕様を入札希望社に閲覧させ、現行システムの運用保守業務を希望する業者を一般競争入札で調達し、透明性及び公平性が確保された調達の実現を図る。

なお、システム運用保守業務については、機構職員の負荷軽減とハードウェア更新コスト等を考慮して、アプリケーション保守、ハードウェア等保守、システム運用及び全体管理(入力作業等業務委託先との調整を含む)とする。

また、今後の本業務・システムの調達に当たっては、「国の行政機関における情報処理システム関係業務の外注実施ガイドライン」(平成 12 年 3 月 31 日行政情報システム各省庁

---

---

連絡会議幹事会)に準じて、ソフトウェアの著作権等については、原則、独立行政法人福祉医療機構に帰属させるものとする。

入力作業等業務の委託について

入力作業等業務の委託については、情報システムに関する政府調達指針では定めがなく、また一般的な業者であっても、システムの運用保守業者と連携しながら業務を遂行することは可能であることから、現行アプリケーションを継続使用することを前提に、現行の運用手順書の内容に基づく業務運用を受託しうる業務委託先業者を一般競争入札により調達する。

4. 安全性・信頼性の確保

本業務・システムの運用においては、独立行政法人福祉医療機構における情報セキュリティに関する規程(平成16年12月28日規程第4号)及び独立行政法人福祉医療機構個人情報管理規程(平成17年3月28日規程第1号)等関係規程の定めるところにより必要なセキュリティ対策を引き続き実施する。

第3 最適化工程表

別添のとおり。

第4 現行体系及び将来体系

別添のとおり。

以上